

2015(平成 27)年度 税制改正大綱 ～ 企業の成長と個人の消費拡大！？

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は 2015 年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました。3 月末までの成立を目指します。
- ◆ 本年度の税制改正は、デフレ脱却・経済再生を確実なものにしていくため成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための措置等、7 つの基本方針が掲げられています。
- ◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

■ 個人所得課税

1. NISAの拡充

(1)ジュニアNISAの創設 ジュニアNISAを創設し、0 歳から 19 歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする。但し、年間投資上限額は 80 万円までとする。

非課税措置の内容は次のとおり。

①居住者等が、未成年者口座に設けた次に掲げる勘定の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該勘定において管理されている上場株式等の配当等(当該未成年者口座において支払を受けるものに限る。)及び当該期間内に譲渡した当該上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。

1) 非課税管理勘定 当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後5年を経過する日までの期間

2) 継続管理勘定 当該継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までの期間

②非課税管理勘定は、平成 28 年から平成 35 年までの各年(当該未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができることとし、毎年 80 万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。

③継続管理勘定は、平成 36 年から平成 40 年までの各年(当該未成年者口座を開設している者がその年1月1日において 20 歳未満である年に限る。)に設けることができることとし、毎年 80 万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。

※上記「80 万円の上限」は、新たに取得した上場株式等については、その取得対価の額により、他の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管の時の価額(時価)により判定する。

(2)NISAの年間投資上限額の引き上げ 年間投資上限額を現行の 100 万円から 120 万円に引き上げる。

2. 住宅ローン減税等の適用期限の変更

・住宅ローン減税の拡充等の措置について、その適用期限(平成 29 年 12 月 31 日)を平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年 6 ヶ月延長する。

3. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

・時価 1 億円以上の有価証券等を有する等、一定の要件に該当する者が、国外に転出する際にその有価証券等の譲渡等をしたものとみなして課税する特例を創設。

概要は次のとおり。

(1)国外転出をする居住者が、所得税法に規定する有価証券等(有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分)、又は、未決済デリバティブ取引等(決済をしていないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引)を有する場合には、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

①当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合 当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額

②上記①に掲げる場合以外の場合 当該国外転出の予定日の3月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取

引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額

(2)本特例は、次に掲げる要件を満たす居住者について適用する。

①上記に定める金額の合計額が1億円以上である者

②国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者

(3)国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限を延長した者は、相続税又は贈与税の納税義務の判定に際しては、納税猶予がされた期間中は、相続若しくは遺贈又は贈与前5年以内のいずれかの時において国内に住所を有していた場合と同様の取扱いとする。

4. ふるさと納税の拡充

(1)特例控除額の拡充し、特例控除額の控除限度額を個人住民税所得割額の2割に引き上げる(現行1割)。なお、本改正は平成28年度分以後の個人住民税について適用。

(2)返礼品送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請。

(3)申告手続を簡素化し、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる仕組み(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」)を導入。

■ 資産課税

1. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充～非課税枠1,000万円を最大3,000万円に拡充

・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。

非課税限度額は次のとおり。

①住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

②上記以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

・20歳以上50歳未満の個人(「受贈者」)の「結婚・子育て資金」の支払に充てるために、その直系尊属(「贈与者」)が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円、結婚に際して支出する費用については300万円までの金額に相当する部分の価額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。

※「結婚・子育て資金」とは、1)結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む。)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの、及び、2)妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもので、内閣総理大臣が定める。

■ 法人課税

1. 成長志向に重点を置いた法人税改革

(1) 成長志向に重点を置いた法人税改革

① 法人税率の引下げ等

次のとおり、段階的に引き下げる。

	現 行	27 年度	28 年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率 ※参考	34.62%	32.11%(▲2.51%)	31.33%(▲3.29%)

② 課税ベースの拡大等

1) 欠損金繰越控除の見直し 大法人の控除限度を、27 年度は 65%、29 年度は 50%とする(現行は所得 80%)。

2) 受取配当等益金不算入の見直し 5%以下は 20%、5%超 1/3 以下は 50%、1/3 超は 100%益金不算入(現行、持株比率 25%未満は 50%、25%以上は 100%益金不算入)。

3) 法人事業税の外形標準課税の拡大 27 年度は 3/8、28 年度は 1/2。(現行 1/4)。

③ 所得拡大促進税制等の見直し

1) 給与等支給増加割合の要件の見直し 基準年度比を 27 年度+3%、28 年度+4%(中小+3%)、29 年度+5%(中小+3%)とする(現行の基準年度比は、27 年度+3%、28 年度+5%、29 年度+5%)。

2) 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合に、法人事業税(外形標準課税)において、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入。

(2) 地方拠点強化税制の創設 地域再生法の改正を前提に、地方拠点建物等を取得した場合の投資減税の創設や雇用促進税制の拡充を行う。

(3) 租税特別措置の見直し

① 研究開発税制の見直し

控除限度額の総枠は「法人税額の 30%」を維持しつつ、特

別試験研究費の控除限度を別枠化(5%)。限度超過額の繰越制度を廃止する。

② 生産等設備投資促進税制の廃止

③ 太陽光発電設備の即時償却の廃止

2. 地方拠点強化税制の創設

・地域再生法の改正を前提に、地方拠点建物等を取得した場合の投資減税の創設や雇用促進税制の拡充を行う。

(1) 地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

(2) 雇用促進税制の拡充 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、次の見直しを行う。

① 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けたものが、その承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度において、その地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設をした特定施設である事業所における増加雇用者数(法人全体の増加雇用者数を上限とする。)に次の場合の区分に応じ次の金額を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。

1) 現行の適用要件を満たす場合 50 万円

2) 現行の適用要件のうち雇用者増加割合が 10%以上であるとの要件以外の要件を満たす場合 20 万円

② 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地方拠点強化実施計画(その法人の特定施設の特定地域から大都市等以外の地域への移転に関するものに限る。)について承認を受けたものが、その承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度(以下「対象年度」という。)において上記の措置の適用を受ける場合には、対象年度のうちその適用を受ける事業年度以後の各事業年度(その特定施設である事業所における雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度を除く。)において、対象年度のうち当該事業年度以前の各事業年度のその特定施設である事業所における増加雇用者数の合計数に 30 万円を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。

3. 租税特別措置の見直し

(1) 研究開発税制を見直し、控除限度額の総枠は法人税額の 30%を維持しつつ、特別試験研究費の控除限度を別枠化し、限度超過額の繰越制度を廃止。

なお、特別試験研究費の額に係る税額控除制度については、次のとおり。

①税額控除率(現行 12%)を次のとおり引き上げる。

- 1) 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 30%
- 2) 上記以外のもの 20%

②控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の 5%とする。

(2)生産等設備投資促進税制の廃止 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止。所得税についても同様。

(3)太陽光発電設備の即時償却の廃止 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(環境関連投資促進税制)のうち普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置(即時償却)について、対象資産から太陽光発電設備を除外した上、その適用期限を1年延長。所得税についても同様。

■ 消費課税

1. 消費税率(国・地方)10%への引上げ時期の変更等

- (1)平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日へと変更。
- (2)景気判断条項(国税に係る税制抜本改革法附則 18 条 3 項及び地方税に係る税制抜本改革法附則 19 条 3 項)を削除。

2. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

・国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする。すなわち、電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。

※「電気通信役務の提供」には、電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信回線を利用させる役務の提供は含まれない。

3. たばこ税(旧3級品)の見直し

・旧 3 級品の製造たばこ(紙巻たばこ)に係る国及び地方のたばこ税の特例税率を段階的に縮減、廃止。

4. 車体課税の見直し

- (1)エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税) 減免税車の対象範囲を見直した上で、適用期限を 2 年延長。
- (2)軽自動車税 平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入。二輪車に係る税率の引上げ時期を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年延期。

■ 国際課税

1. 外国子会社配当益金不算入制度の適正化

・外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外。

2. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備

・非居住者の金融口座情報の自動的交換のため、金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備。

■ 納税環境整備

1. 財産債務明細書の見直し

・財産債務明細書について、提出基準、記載事項等の見直しを行い、新たに「財産債務調書」として整備する。

(1) 提出基準の見直し 現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。

(2) 記載事項の見直し 現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。

※財産の評価については、原則として「時価」とする。但し、「見積価額」とすることもできる。また、有価証券等については取得価額の記載を要する。

(3) 過少申告加算税等の特例 国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。

(4) その他

① 財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。

② 現行の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととする。

※この場合、運用上、財産債務調書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することとする。

③ 財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとする。

④ その他所要の措置を講ずる。

※上記の改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用する。

2. マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

・行政手続における特定の個人を識別するための「番号利用法(番号の利用等に関する法律)」の改正に併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し、「マイナンバー(個人番号及び法人番号)」によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。

※番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなる。

以上